

平成20年 第11回
教育委員会定例会会議録

平成20年11月11日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2269号

平成20年第11回定例会

日 時 平成20年11月11日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	半 田 吉 恵
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参 事	山 本 修
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	森 信 二
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	常 盤 茂

「議題等」

第1 会議録の承認

第2265号 第9回定例会(20年9月9日開催)

第2 教育長報告事項

- 1 平成20年特別区人事委員会勧告の概要について
- 2 小中一貫教育について
- 3 港区幼児教育振興アクションプログラムについて
- 4 学校給食調理業務の委託について
- 5 生涯学習推進課の10月事業実績と11月事業予定について
- 6 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 7 図書館・郷土資料館の10月行事实績と11月行事予定について
- 8 11月指導室事業予定について

「開 会」

○澤委員長 それでは、定刻となりましたので、平成20年第11回港区教育委員会定例会を開会いたします。

なお、本日は大勢の傍聴の方に来ていただきまして、地域の方々が当教育委員会に関心をお寄せいただき、まことにありがとうございます。この席でご意見をいただくわけにはいきませんが、また何かのときにいろいろのご感想とご意見等をお聞かせいただければと思います。一応、傍聴の注意事項等もございます。よく心得ておられるかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、早速日程に入ります。本日の署名委員は高橋委員、よろしくお願いいたします。

第1 会議録の承認

第2265号 第9回定例会（20年9月9日開催）

○澤委員長 日程第1、会議録の承認。第2265号、平成20年9月9日開催、第9回定例会の会議録につきまして、承認ということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。

第2 教育長報告事項

1 平成20年特別区人事委員会勧告の概要について

○澤委員長 それでは、日程第2、教育長報告事項。最初は平成20年特別区人事委員会勧告の概要につきまして、山本参事、よろしくお願いいたします。

○庶務課長事務取扱 参事 それでは、お手元の資料1でございます。平成20年特別区人事委員会勧告の概要についてご報告させていただきます。10月10日に人事委員会勧告がございました。概要は大きく3点ございます。

まず1点目、月例給与の改定の見送りです。平成20年4月1日時点における民間企業の給与と区職員の給与を比較したところ、ほぼ均衡していることから月額給与の改定はございません。

2番目、地域手当の支給割合改定に伴う配分の見直しにつきましては勧告がございました。現在、地域手当ということで14.5%が支給されておりますけれども、これを1.5%引き上げて16%といたします。引き上げられた金額と同額分を給与月額から同率程度引き下げるということで、給与の実質的な増はございません。この地域手当につきましては、平成18年度に18%まで段階的に引き上げると改正されておりますけれども、経過措置として平成22年度までに18%に引き上げるということで、今回は14.5%から1.5%プラスの16%になるものでございます。

3点目、勤務時間の短縮等につきまして勧告がございました。現在、区職員の勤務時間は1日当

たり8時間でございますけれども、民間の勤務時間に準拠して1日当たり7時間45分ということで、1週間当たり40時間から38時間45分に改定をすることが適当という勧告がございました。また、これにあわせて休息時間は早急に廃止すべきということもあわせて勧告がございました。

今後の対応でございます。関係規定の整備ということで、第4回定例会、11月末から開会される予定でございますけれども、この第4回定例会におきまして、教育委員会の関係としては、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正。これは勤務時間の短縮に伴う改正でございます。地域手当の改正に伴うものとしましては、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正を議案として提案する予定でございます。この二つの条例が議決された後につきましては、関連する五つの規則の一部改正を予定しております。

予定でございますけれども、以上でございます。

○澤委員長 平成20年特別区人事委員会勧告、月例給与の改定を見送る等の説明をもらいましたけれども、何かご質問、ご意見ございますか。

○小島委員 わかっているようで、詳しくはわからないのですが、特別区人事委員会はどういうメンバーで構成されているのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 人事委員会でございますけれども、地方公務員法等の規定によりまして、人口が15万人以下の自治体につきましては公平委員会、15万人を超える場合は人事委員会が法令で設置されることが義務づけられております。特別区につきましては、一体的な扱いということで全体にあわせて考えられておりますので、15万人以上ということで人事委員会が置かれるようになっています。

この人事委員会は、昭和53年に条例で設置されております。人事委員会は3人の委員で構成されております。平成20年度につきましては、元大田区長の西野善男氏が人事委員会の委員長に就任されています。残りのお二方は前人事院総裁の方の中島様と、高島屋の特別顧問をやっている仁科さんという方が委員に就任をされています。以上の3名で構成されております。

○小島委員 交渉をする相手方、労の方はどういう構成をされているのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 労の方は各特別区の中にそれぞれ職員団体がございます。この連合会が特別区職員組合連合会という形で、通称、特区連と言われております。ここは一括した交渉の相手方ということで区長会と交渉しております。

○小島委員 人事委員会の方が一定の提案をするのでしょけれども、それはここに書いてあるように「民間企業の給与と特別区職員の給与を比較でやる」ということですが、特別区の場合民間企業というと、どの程度の規模の民間企業と比較するのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 企業規模が50人以上かつ事業所規模が50人以上ということで、実態としては事業所という形でお考えいただければと思います。本店・支店という場合につきましては、あわせた数として企業規模が50人以上。ただ、本社が港区にない、特別区の中にないという場合もございます。大阪とか向こうにある場合もございますので、そういう場合は、特別区内にある事業所として50人以上いけば対象ということで、おおむね毎年900社ぐらいが対象になっております。

○小島委員 勤務時間の点で、民間準拠を基本としつつ等で1日当たり7時間45分というのですが、民間の勤務時間は7時間45分ぐらいでしたか。もう少し働いているのかなという気もしないのでもないのですが。

○庶務課長事務取扱 参事 民間企業の勤務時間につきましても、詳細な調査をやっておりまして、我々公務員は8時30分からでございますけれども、民間の場合8時45分ないし9時から5時30分という形もございまして、精査をしていきますと、大体1日当たりの労働時間は7時間45分と。いわゆる正規の労働時間という形で比較をしております。労働時間終了後の残業につきましては対象になっておりません。

○小島委員 人事委員会の勧告内容については尊重するという事でよろしいのでしょうか。

○教育長 特別区人事委員会、これはどこの制度もそうですけれども、人事委員会というのは、公平中立機関でございますので、労と使のいずれにも属さないという形になります。だから、この人事委員会の勧告を受けて、特別区人事公正事務組合、これが23区の使用側側の立場です。それと、特別区の労働組合がこの人事委員会の勧告を受け入れる、受け入れないということで、交渉するという事でございます。制度として正確に申しますと、人事委員会は直接、労働組合の間に立つという制度ではないということです。

○澤委員長 一つだけ。休息時間は早急に廃止すべきというのはどういう意味ですか。

○庶務課長事務取扱 参事 労働基準法で1日当たり8時間未満の場合は45分の休憩時間、8時間を超える場合は60分の休憩時間がございます。これとは別に区の方は、区の条例で連続して4時間を超える場合、我々8時間という勤務の中であわせて30分の休憩時間を与えるという条例の規定がございます。それが午前中に15分、午後に15分ということで、お昼休みは8時間を超えていけませんので法令上は45分になります。それに午後の15分を加えて60分ということで、12時から1時までの休憩という形になる。このような仕組みになっておりますけれども、この休息時間は各区でやっておりますけれども、これについての廃止が望ましいということの勧告になります。

○小島委員 現場の幼稚園の先生方に適用されるということですね。

○庶務課長事務取扱 参事 この勧告は特別区の職員全体にかかわりますので、この勧告内容につきまして、幼稚園の勤務時間につきましては別途条例を改正していくという形になります。

○澤委員長 今の報告につきましてはよろしゅうございますか。

2 小中一貫教育について

○澤委員長 それでは、2番目、小中一貫教育につきまして、山本参事、よろしくお願いします。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 前回の教育委員会で小中一貫教育の全国的な調査報告のご説明をさせていただきました。その際に概要版のさらに詳細のものをということで、本日、資料2で調査報告書概要版の増補版という形でご提出させていただきます。改めて説明をさせていただきます。

第1章につきましては調査の概要ということで、本編の3ページ、4ページにございます。教育

課程の連携、学校行事・部活動等の連携、生徒指導等の連携がありますけれども、これらを総称してこの連携体を「小中連携」と定義してございます。この中で、教育課程の連携を行うもの、この部分に着目したものとして「小中連携教育」といいます。また、複数の教科あるいは全部の教科において9年間の一貫教育のカリキュラムが作成されているものを「小中一貫教育」、その実施をしている学校のことを「小中一貫教育校」という形で、それぞれの言葉の定義を明確にしております。

新たに小中一貫に関する概念の整理という形で図をつけております。この四角で囲ってあって、ちょっと薄くて申しわけございませんが、網掛けしている中が今回の調査の対象という形になっております。9年間の一貫のカリキュラムを実施しているところを「小中一貫教育」あるいは「小中一貫教育校」。その形を施設の面から見ますと「施設一体型」、要は小中が一緒の敷地内にある、あるいは施設を共同利用している、こういう形を施設一体型の一貫校。また、学校自体小中が離れていても近接ということで連携をしている、こういう形を「施設分離型」という形で概念を整理しています。

調査結果の概要につきましては、大きく三つの内容で整理しております。先進自治体における小中一貫教育の実施事例ということで、文部科学省の研究開発学校による指定、あるいは構造改革特区の認定による指定ということで、この小中一貫教育が導入されてきております。平成20年度4月からは、この構造改革特区が廃止をされまして、文部科学大臣の認可による制度が導入されております。これにつきましては教育課程特例校制度という形で、この10月にそのフレームが示されたばかりでございます。この新しいフレームによりますと、毎年5月と11月に次年度分の申請を受け付けて、審査が始まるという形になっております。

各自治体の導入の目的で一番多い形では、「中一ギャップ」の解消、あるいは児童・生徒の心身の発達状況の変化への適合が挙げられております。要は小一プロブレム、小4の壁、中一ギャップという大きな三つの壁といいますか、そういったものへの対応という形が一番大きな理由ということでございます。ただ、副次的な効果として、結果論として見ると、公立小学校から公立中学校への進学率が上昇しているという点が見受けられました。

2点目として小中一貫教育におけるカリキュラム、これは6-3制という現在のカリキュラム区分に変わるものとして4-3-2制、小学校4学年までを一つの区分、小学校5年6年と中学1年生を一つの区分、中2中3を一つの区分とする4-3-2制、あるいは5-4制など、さまざまなタイプ、パターンがございましたけれども、どのような場合につきましても、小学校6年生と中学校1年生、いわゆる第6学年と第7学年を同一区分とする点は共通しておりました。

カリキュラムの強化につきましては、学力の向上を図るという意味では、英語・数学等に力を入れるという点がございました。それ以外のものとして、品川区でいえば市民科、奈良市でいえば郷土なら科あるいは情報科など、学力プラス生きる力的な二つの要素でカリキュラムの構成、全体像が図られているという点がございました。

それから、学力向上の取り組み策としては、小学校段階から教科別の担任制、いわゆる教科担任制の導入が多く見られました。一般的には学級担任制は小学校で、教科担任制は中学校でとられていますけれども、小中一貫教育の中では割と小学校5、6年生から見られる点がございました。

また教科担任制につきましても、全ての教科において完全に教科担任制を導入するというわけではなくて、一定の導入している学校によりまして、どういう部分で教科担任を導入するのかという点につきましては、それぞればらばらな内容でございました。

それぞれ教科担任制の導入におきましては、教師から見たメリット・デメリット、あるいは児童・生徒から見たメリット等もあると思います。これらにつきましては本編の中で整理してございます。

6－3制の見直しパターンの意思決定ということで、ここにおきましても二つ図表を追加させていただきました。6－3制そのものの見直しによる場合につきましては、地域内の全校を対象ということになれば、構造改革特区、それから、特定のカリキュラムだけ、あるいは特定の学校だけという形になると、研究開発学校の指定ということで、方法論が二分されておりました。

それから、教育課程の区分の検討としましては、それぞれ第6第7学年の連結が各パターンで見られましたけれども、その前後をどうするかということで4－5制、4－3－2制、5－4制、どの場合でも3－2－4制というふうに分かれている点がございましたので、これを一つの形として系図を図表化しております。

3点目としては教職員等、人的面の運営と課題につきまして、一般論としては小中学校の教職員の一体化には同一の職員室・施設を利用することが好ましいということから、施設一体型の一貫校につきましては利点が多い。それ以外の場合につきましては、一定の時間がかかるという形が見受けられております。特に小中学校の教員の相互乗り入れ、兼務発令につきましては一体型の方がやりやすいという点がございました。

また、課題としては、独自のカリキュラム作成にかかわる教員の負担、小学校6年あるいは中学1年で転入してくる場合の児童・生徒の対応の問題。入学式・卒業式実施の方法の問題。小中合同での行事のあり方等がいろいろと課題として挙げられておりました。

連携型の場合につきましては、学校が離れているということから、小学校の児童が中学校に移動する時間的ロスがあるという点がありました。

第2章としましては、小中一貫教育の先行例について分析をして、まとめてございます。研究開発学校、いわゆるピンポイントでやる形では全国で160校程度ございました。また、構造改革特区でやる場合は200校を超える教育特区が認定をされておりました。

地域における公立小学校から公立中学校への進学率という点につきましては、結果論という形で進学率が向上しているという点がございました。品川区におきましては、入学時、つまり1年生・7年生の入学希望者は年々増加傾向にありまして、開設当時と比べますと倍近くになっている点がありました。

なお、保護者が期待することにつきましては、小学校では基礎学力が、中学校ではいじめのない環境がそれぞれ第1位になっております。三鷹市は施設一体型ではなくて分離型もやっておりますけれども、公立中学校の進学率は施設一体型で10ポイント程度上昇、分離型であっても3～4ポイント上昇という結果がありました。

第3章では、小中一貫教育のカリキュラムに関する調査ということで、どのようなカリキュラムをやっていくのかという点についての検討でございます。第6学年と第7学年を中心にその前後を

どのように持っていくかというお話につきましては、先ほどのとおりでございます。

それから、特区以外で6－3制の見直しを行っている事例もございます。これにつきましては小学校6年間と中学校3年間という制度そのものをいじくる改革というものではなくて、通常の教育課程の区分の中で序列のない部分がございます。これを自治体独自で序列化していくという形で一貫教育を実施するという例もございました。また、いろいろな有識者の意見としては、一番大きいのは9年間の教育内容、そのカリキュラムをどのようにしていくのか、あるいは子どもの学習集団をどのように組んでいくのか、また、教員組織や学校運営組織をどうするかなどの検討課題が指摘されておりました。

次のページになりますけれども、6－3制の見直しパターン別に学校・教職員側のメリット・デメリットがありますけれども、整理したものでございます。上の表は6－3制の見直しパターン3段階モデル、2段階モデル、またそれぞれのモデルの中で4－3－2制、5－4制等のパターンがございます。これらに対応した形でメリット・デメリットを記載した中身でございます。デメリットにつきまして、まだ導入してから3年4年という形で期間が短いという点がございましたので、デメリットについてはそんなに多くのものはございませんでした。メリットとしては不登校や長期欠席児童が減少する等のメリットがございました。

それから、児童・生徒側におけるメリット・デメリットとしましては、それぞれ同じ区分で記載しております。デメリットとしましては、小学校6年が最高学年ではなくなってしまうという形になりますので、ある意味「中だるみ」的な部分が発生をしているという点が調査の中でございました。また、6年生が最高学年という自覚がなくなってしまうということで、節目が一つなくなるのではないかと指摘がございました。一方、小学校6年から中学1年への接続部分に見られた「中一ギャップ」といわれる部分が解消されているという点のメリットがございました。また、小学校4年生で一般的には急激に心身ともに変化をしていく、急成長をしていくという段階において、これに対応した教育カリキュラムや生徒指導ができるという点のメリットがございました。

2点目として、学級担任制・教科担任制の融合カリキュラム等を通じた学力向上策でございます。ほぼ全教科で教科担任制を小学校段階から導入していくという事例は少なく、1区だけでした。これ以外にも三鷹市を初めとして一部教科で教科担任制を導入している例は多々ございました。それぞれの学級担任制と教科担任制の導入についてのメリットにつきましては表のとおりでございます。

右のページでございます。カリキュラムを通した学力向上策につきましては、英語・数学・理科等に注力している例が非常に多くございました。それ以外ではキャリア教育とか生きる力の育成、情報教育など各自治体によって工夫を凝らしている点が見られました。中身につきましては表に記載しているとおりでございます。

第4章は施設・整備面の調査ということで、基本的には施設一体型一貫校の方が施設のみならず、学校運営面でも連携を図ることができるという形から、効果が高いという例がございました。また、児童・生徒の使い勝手には各校舎の中において昇降口を分離するなど工夫が見られる点が多くございました。

次のページでございます。第5章は、教職員等、人的面の課題及び運営に関する課題を調査した

中身でございます。職員管理、校務分掌の組織、これは施設一体型の一貫校では同じ職員室を使う等々の面から、校務分掌は組織的にも統一されますけれども、施設分離型では小中学校それぞれにありますので、統一はなかなか問題点があるという点が指摘されておりました。職員配置につきましても、相互乗り入れ、兼務発令の範囲などの課題がございます。これにつきましては、施設一体型と分離型において差はございませんでした。それから、教職員の意識改革に関する取り組みということで、小学校中学校別々ではなくて一体化していくという形で、「学園」という名称を使う例が多くございました。その他ということでは、学習指導要領の前倒しによる教育内容となっている例が非常に多く、転入児童、中学1年生で転入してくる児童・生徒への対応につきましては、補習をやっている例が非常に多くございました。

参考資料としては、品川区教育委員会、品川区日野学園、京都市教育委員会、京都市御池中学校、三鷹市教育委員会のヒアリングをまとめて一覧表にしたものを巻末に掲載してございます。

増補版としての説明は以上でございますけれども、本日、お手元の資料の中に追加という形で小中一貫校を導入する際の港区の場合のポイントという形で13項目で整理しております。大きくは小中一貫教育の全体像に関する課題、カリキュラムに関する課題、そして人的・組織的体制に対する課題ということで、三つの観点から13項目を挙げてございます。

大きな1点目は、小中一貫教育の必要性の明確化ということで、児童・生徒あるいは保護者にきちんとアピールできる形で小中一貫教育の魅力、あるいは小中一貫校を導入することで、現在の教育とどのように違うのかというそこら辺の効果をきちんと説明できるようにすることが重要であるという点を第一に挙げております。

第2点は、区民からどういう期待があるのか、そういったニーズの把握。学校側からだけではなくて、児童・生徒、保護者からのニーズの把握ということも重要な課題であるという点を挙げております。

それから、小中一貫教育の範囲でございます。港区において小中一貫教育あるいは学校を設置する場合、全ての小中学校を対象とするのか、あるいは特定の学校を対象にするのかという考え方の整理の必要がございます。これは小中一貫校を導入する理由、必要性の明確化にも左右されるということで、教育環境の充実等々の導入理由によって若干違ってくるという点があります。

4点目は、小中一貫校導入の検討から開校までの事務手順の整理ということで、平成22年度または平成23年度からの開校を考えた場合、文部科学省の申請やカリキュラムの立案、保護者説明会、教員の配置、既存の児童・生徒の新たな教育課程への移行等の課題を全て時系列で洗い出して検討する、解決する必要があるという点を4点目に挙げてございます。

大きな2点目は、教育カリキュラムに関する課題ということで、カリキュラムの立案、考え方。6-3制のカリキュラムを変える場合を想定した場合、小中一貫校が目指す目標への達成への道筋を示す教育カリキュラムを立案することが必要になりますので、その際、学識経験者を含めた検討組織の設置により検討するのか、あるいは指導主事の指導のもとでやっていくのか、あるいは区内統一した教育カリキュラムとするのか、各小中一貫校の判断によって個別の教育カリキュラムをつくっていくのか等々、基本的な方針の立案が必要であるということを挙げております。

裏面は6点目ということで、小中一貫校における英語教育等のあり方についてでございます。従来から特区で取り組んできました英語教育と国際人育成教育を小中一貫カリキュラムの中にどのように継続して取り組んでいくのかとの検討をやる必要があると考えております。

それから教育カリキュラムの区分につきましては、従来の6－3制のカリキュラムをどのような3段階性あるいは2段階性のカリキュラムに変えていくのかということの考え方、またこれを区内統一したカリキュラム区分とするのか、別々とするのか等の方針を立てることが重要になります。

8点目は、教育カリキュラム終了後の生徒のあるべき姿、9年目あるいは9年後の目標設定という形で①と関係しますけれども、9年間小中一貫教育を受けた場合、児童・生徒がどのような到達点を持てるか、できるのかという教育カリキュラムの目標を定めていくということが必要になると思います。

大きな3点目は、人的・組織的体制に関する課題ということで、小学校における教科担任制の導入については、どのような教科に対して何年生から導入するのかという部分の検討、そしてそういう部分における区独自の教員の採用の必要性についての検討を10点目で挙げております。

11点目につきましては、小中一貫校・分離校それぞれにおける校務分掌の仕組みや特別教室の共用のあり方ということで、施設一体型の小中一貫校の校務分掌の仕組みが統一されたものというのは、一体型では統一されやすいのですが、分離校の中では独立するという点がありますので、この部分の検討は必要だと考えております。

12点目は、教職員の意識改革の推進ということで、小中学校それぞれの教員の相互連携、情報交換の推進などを含めた意識改革が必要になります。

13点目は、新たな組織体制ということで、小中一貫校の場合、学校長1名に対して副校長2名が必要になると考えております。このほか事務局機能としての充実、事務長の配置など新たな人員対策の検討が必要になると考えております。

これは一般論として整理したものでございますので、これを港区の小中一貫校の中で今後1年間で解決するに当たっては1～4に記載してあるとおり、まず最初は教育カリキュラムの区分の設定、それから主要5教科あるいは9教科のカリキュラムのつくり上げ、それと現状のカリキュラムと一貫教育の差異の具体化、9年後の到達目標の設定、港区らしさ、港区ならではの教育カリキュラムであること、そして、現在提供しているカリキュラムと一貫教育のカリキュラムとの乗り入れの方法の問題。

人的・組織的な体制におきましては、基礎部分と独自部分に二つに分離しまして、校長1名、副校長2名とする場合であれば、校務分掌の整理、新たな体制、教職員への研修、啓発。独自部分としましては、港区独自の教育カリキュラムによる区費教員の必要性、または区費教員に関しましては採用の方法、研修期間等、そして定数管理。

開設の手续としましては、研究開発学校として申請していくのか、構造改革特区に変わる制度の中でやっていくのかという考え方の決定。最後に周辺環境の整備ということが挙げられると考えております。

雑駁ですが、報告は以上でございます。

○澤委員長 小中一貫教育につきましては、本教育委員会としても具体的に取り組んでいかなければいけないという中で、前回に引き続き調査報告をもらい、それについて事務局で今後の課題としてまとめてもらったものの説明を受けましたけれども、何かご質問、ご意見等ございましたら、よろしくをお願いします。

○小島委員 小中一貫教育というのは、区民の皆様、保護者の皆様、それから児童・生徒に対して非常に大きな影響を与える重大な、重要な施策になると思います。これについては折に触れて教育委員会でもいろいろ話が出て、小中一貫教育というのは学力向上その他にとって大変よい制度ではないかという方向で話し合いがなされてきたわけです。

前2回の教育委員会で報告ないし説明がありましたが、今回、更に詳しい概要版が出ましたので、改めて1に戻って聞きたいのですが、小中一貫教育をやる以上は児童・生徒にとって非常にプラスになる、保護者にとっても区民にとっても非常に魅力ある制度だということではいけないと思うのですが、導入の目的のところでもいろいろとりあげているのですが、やはり一番期待されるのは基礎学力の向上、そして総合的学習をさらに深めて、生きる力をさらに伸ばす。そういうことで小中一貫校へ行ったら、学力も大変向上したし、子どもたちの生きる力も大いに向上したということで、区民・保護者から多大な評価を受けられるようなものにしなければいけないと思うのです。そういう観点から小中一貫校を考えていくと、今後やるべきこと、検討しなければいけない問題点が非常にあるので、これから一つひとつ検討していかなければいけないと思うのです。学力の向上等で先ほど出てきました第9学年で、要するに小中一貫校を卒業するときどの程度の学力や生きる力を保障できるのか、これが大事なのではないのでしょうか。

○指導室長 考え方だと思うのですが、逆に小中別々だと基礎的な学力と生きる力はつかないのかとなると、そうではないと思うんです。ですから、1から9を一緒にするということは、制度の枠ももちろん大事なのですが、その学年で制度を変えても、例えば5年生で5年生の学習をしているならば一貫校の良さは出てこないと思うんです。ですから、もう少し具体的に、例えば小学校の算数から中学校の数学へどのように学問的につなげていくかということをやれば、港区の地域の特性からすると、より子どもたちの個性に応じた学習、学力、授業ができるだろうということは、容易に推測できると思います。したがって、保護者や地域の方のニーズが確かな学力や基礎学力そして生きる力のほかに、もっと子どもの個性を伸ばしてほしいと、やれる子はどんどんやらせてほしいという意味で小中一貫校の魅力もあるのではないかと考えております。これをやらないと基礎学力がつかないというほかの学校ではつかないのかという話になりますので、それは別々でもつけないといけないし、またつくと思います。ただ、より港区の子どもたちの実態に応じた教育が一貫のカリキュラムを編成することによって、より高いレベルに行くだろうというのは期待しているところです。

○小島委員 第4学年ぐらいから教科専任型ということで英語、数学、理科などで、専門の先生が教えていくということになれば、やはり小中一貫校の基礎学力の向上はかなり期待できるのではないかなと思うのです。そういう面から考えて、やはり小中一貫をやってみようということになるのではないかなと思います。

それから、導入目的のところ「中一ギャップ」という問題をとらえて、小学6年から中学1年にかけての認知心理上の急激な変化に対応可能とありましたが、これはどういうことなのか。

○指導室長 先ほど参事からご説明させていただいたとおり小一プロブレムということで、就学前の教育保育と小学校の1年生の学習のところに段差があるます。教育の形態が全く違ったり、あるいは内容が遊びから知識、理解へというところにつながったりすることのギャップ。そして小学校3年生と4年生というのは、第二次成長の少し前なのですが、子どもがいわゆる成長時期で、自我が芽生えてきて自立できる年ごろになってくるということと、学習内容が3年生から4年生で抽象的な部分が入る、例えば具体的にいいますと、昔から言われているのは割り算が導入されて、分数が導入されてくることによって学習が抽象的になるということ、ということで一つ壁があるということ。それから、小学校6年と中学1年はまさに不登校の数でもそうなのですが、中学校に行くとかかなり多くなってくるということで、学習形態が、担任が全部とはいいいませんが、担任がいろいろな全体的に見てあげていたものが教科担任制になって、教科の学習はきちんとできるけれども一人の先生にという中学校のスタイルは違います。そこでどうも子どもたちが適応しにくくなっているという状況があります。それをいわゆる「中一ギャップ」と言っております。

○小島委員 今言った小4の壁とか中一ギャップに対応するにも、小中一貫校というのは非常に有益だということですか。

○指導室長 先進区の取り組みですとやはりそういうところに焦点を当てて、子どもの成長、豊かな成長というか順調な成長を担うためにはそのところで一段階を切った方がいいという取り組みが、事例が出ているかと思います。

○小島委員 わかりました。導入目的はそういうところで、小中一貫校を導入する場合の有用性というのが述べられているわけですが、カリキュラムのところでは現在6学年7学年を一緒にするというのは、今指導室長のおっしゃったようないろいろな心身発達の段階とかそういうものを考えて、6学年と7学年は一緒にすべきだということなののでしょうか。

○指導室長 それはここの導入目的の第一番目の中一ギャップの解消やということで、やはりその段差が激しいですので、これは当然、昔からございました。そんな子どもたち、特にこの段差で学校に適應できなくなっている状況から6年生と中学1年を一緒にすることの方がスムーズに中学校段階に進むだろうと思っています。

○小島委員 小中一貫で保護者の方から、小学校は基礎学力の向上を期待する人が一番多いけれども、中学ではいじめのない環境を求めているとあるのですが、これはどういうことなののでしょうか。小中一貫校といじめというのは関連するのでしょうか。

○澤委員長 品川区の例でということですよ。

○小島委員 調査したらそうだったということでしょうか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 今回の調査の中では品川区の方で調査のデータをいただきましたけれども、実際問題調査をしたら、保護者の方のアンケート結果ではこのような結果になったということでございまして、小中一貫といじめにつきましては、直接つながりとか問題点というのは議論の中ではうかがえなかったということがございました。

○小島委員 中学校の保護者の期待値という点も、これにも載っていますが、基礎学力の向上もかなり高いパーセントでしたよね。やはり保護者が一番期待するのは、基礎学力の向上ということなんでしょうね。

○澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

○半田委員 私も皆様と同じで小中一貫校は大変興味深く、そして関心が皆さんありますので、慎重になりながらも速度を上げていい制度にしたいなと思っております。

先ほどの諸問題と重なる部分もあるのですが、メリット・デメリットの表のところで、メリットの不登校や長期欠席児童・生徒が減少したという、これは結果が出ているわけですよね。ですから、ここは皆さんとても物すごく大きなメリットだと思うのですが、ただ、一貫性ではなく分離したところ、それを組み合わせにしたからこういう結果が出たということでしょうか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 調査の中ではそこまで詳しく実は話してもらえなかったという点もあるのですけれども、ただ、不登校の一つの原因が勉強についていけないという点については、こういう教科を入り組ませて、こういうふうに進達段階に応じてきめ細かくやっていくということで、ある意味できない子を置いていくではなくて、そこら辺をちゃんとカバーしている。それを区分で、4学年が1区分とかそういう形で区切って行って、補習をやっているという形で勉強についていけるということで、結果としてそれが原因の不登校は減ったということが言えると思います。

○半田委員 それはすごくいいことです。何かちょっと、例えば分数でつまずいて、それがずっとつまずいてつまずいてということがなく、例えば中学生でも分数ができていない子に関しては、そこまで細やかに対応して、わかるからまた楽しくなって学校に行きたくなるということですね。

○小島委員 それから、導入の目的のところで、副次的効果として、公立学校への進学率が上昇していると。公立小学校から公立中学校にということなのですが、これは先ほどのお話にもありましたけれども、その理由をもう少し詳しくお聞きしたいのですが。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 進学率の向上は、まず小中一貫校を調査した中で進学率を高める手段とした小中一貫校を導入した自治体はこれまでありません。やはりあくまでも教育環境の整備と、これから5年10年先を見据えた子どもたちにどういう教育を与えられるかという視点の議論が一番多くございました。また、品川区は少し特例的なのですが、私立学校へ行く子が非常に多いと。本編の中に書いてありますのは、ヒアリングの中では、お金持ちの子は私立、そうでない子は公立、このような図式をひっくり返したかったというのが動機として挙げられておりました。そういう形で結果として、小中一貫校がある意味学力を前倒して9年後にここまで学力が付きますよという展望を示したということが評価された。それを保護者に受け入れられたという形の結果として、進学が上がっていったということだと思っております。

先ほど申し上げましたのは、品川区は本当に小規模の学校、日野学園はそうだったのですが、今はその倍以上の定員が来ているということでございます。その学区内に住民登録をしている就学年齢の数以上に大変多く来ているという点もありますし、三鷹市では一貫校の施設一体型では10ポイント上昇している。これはやはりそれが目的ではなくて、そういう将来展望を示している教育課

程の中身とか、学校の姿勢とか、学校のあり方、それが評価されたと考えています。

○小島委員 単純に考えても、今でいう小学校3、4年ぐらいから教科担任制にして、教育カリキュラムも前倒ししたり、更に充実したカリキュラムを組むということになれば、つながりとしても、小中一貫校なのだから、公立への進学率も向上するということなのでしょうね。

それから、品川区が市民科、奈良市が郷土なら科など一般の教育課程にない科目を設置していますが、港区でも児童・生徒の生きる力を伸ばすという観点から、こういう内容の科をやってみたらどうかというようなことはあるのでしょうか。

○教育長 前々から道德の授業というのがあったりする、各学年で年間35時間ある。これは学校の教室の中で先生と子どもたちで座学的に学ぶということが非常に多いわけです。倫理の面だとか、あるいは人間性の面ですとか、あるいは約束事、規則、そういったものについて学ぶわけですが、果たしてそういうものを教室の中だけで座学的に学んで身につくのかどうかという問題が指摘されているわけでありまして。したがって、そういうみんなで話し合って学んだことを今度は実践する場、実践する場というのは学校生活であったり、あるいは社会生活であったり、あるいは自分のボランティアのそういった活動、つまり学校から出ていくということも一つ教科として、あるいは実践の教育活動としていいのではないかと。その中で港区の文化とか伝統とかそういったものも融合的に学ぶような教科、教科というか学ぶ場がもっとあってもいいのではないかと、先進区と言われている地区でやっていることの取り入れということも一つは考慮してもいいのではないかと思います。

また、それだけではなくて、港区の小学校あるいは中学校で、多彩な宿泊体験学習というのをやっているわけですが、果たして今やっている宿泊体験学習だけでよいのか。今の子どもたちは体験不足ということが非常に言われておりますので、そういう意味で学習と体験というものをもっと結びつける、きちんとカリキュラム的に結びつけるという場も必要なのではないかと。そういうことも含めてカリキュラムの検討には入れておくべきだと私は思っています。

○小島委員 基礎学力の向上だけではなく、生きる力をいかに伸ばすかという点で港区独自のものを考えていただければと思うのですが、指導室長、いかがでしょうか。

○指導室長 今、教育長がおっしゃられましたので、その件はとても大事なことだということで、カリキュラムの編成に当たっては考慮しなければいけないことと、もう一つは小学校国際科ということで、通常各学年2時間ずつ、それから英語国際ということで中学校にプラス1時間、やはり地域性を加味して本区では国際英語科、国際理解教育の一環としての活動を取り入れていますので、そのカリキュラムも当然一貫性のあるものに、これはもう既にできそうなところまで来ているのですけれども、それも地域の特性にあわせてやはり一貫校ではすーっといくなと思います。

それから、先ほど説明不足で申しわけなかったのですけれども、いじめの件の話なのですけれども、小学校の段階で子どもたちが友達と別れて別々の中学校へ行ったり、進路先が違ったりして、やはり寂しくなる状況もあります。ですから、子どもたち同士がまず小学校から中学校へ一貫校によってできる限り一緒にいるということと、もう一つ、小学校で面倒を見た教員が、それぞれ子どものことをよくわかっているわけですので、その教員が兼務発令も含めて小中一緒になることによ

って、子どもが安心して学校へ通えるという環境をつくるのが非常に大きな役割で、それで先ほど保護者が第1位に挙げているのはまさにそこではないかなと考えております。以上です。

○澤委員長 ほかによろしいですか。

○小島委員 先ほど半田委員の方からメリット・デメリットということでお話があったのですが、やはり非常にいい面とデメリットの面も当然制度としてはあるわけで、デメリットとして、一体型の場合にはコストが非常にかかるということと、第6学年が中だるみするのではないかという点が挙げられていますが、中だるみの点についてはそれなりの適切な対応をすればいいのだろうと思いますが、このほかデメリットとはどうですか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 一般論として申し上げれば、まだこの小中一貫教育あるいは小中一貫校を導入している自治体というのは過去3年から5年の間ということで、まだまだ評価する段階には至っていないという点がございました。やはり9年間の一貫教育ですから、9年たったときに初めて評価というスタンスが見られまして、それにつきましてはヒアリングの中では十分な質疑といえますか、情報が精査できなかったという点がございます。ただ、現状の中では大きなデメリットは調査の中では感じられなかったという点は正直ありました。

○小島委員 デメリットとして、例えば港区の場合、私立中学に行く生徒がかなりいるので、その子どもたちの面から考えると、一貫教育でカリキュラムが前倒しになった場合に、困るよという面が出てくるのかなという気もするのですが、この点について保護者からの意見は出ているのでしょうか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 現在、いくつかの学区域の中から小中一貫につきましては、要望も含めて区の方には寄せられております。前段のご質問の中では私立中学校に行く場合は、それが子どもさんにとってデメリットに当たるかどうかということで、例えば港区の公立小学校において6年生で既に中学校までの一部踏み込んだ教育を受けている児童が私立に行ったときは、既に私立の中学1年生の段階でもう入った部分を公立で受けていますから、それは逆にお子さんにとってはメリットと言えるかもしれませんし、それにつきましては学校の考え方、対応のとらえ方でメリットにもデメリットにもなると思います。

○小島委員 初めにも言いましたように、小中一貫の制度は重要な制度なので、また、メリットも多く、これを進めていきたいという気持ちに変わりないですが、いま一度大きな問題なので、一般区民の皆様、保護者の皆様のご意見をさらにお聞きする努力をしていただきたいとおもいます。

○南條委員 先ほどの質問が同じで重複しますが、やはりデメリットの件に関しまして、これはもっと推測でもいいと思うんです。多分こういうのが発生するだろうとか、こういう部分でまだ歴史がないから答えがないというか挙がってこないという部分がある程度想定して取り組んでいくということも一般の区民の方も安心されるのではないかと思います。

あと、一貫教育ということで子どもが序列化するというそこら辺の懸念はどういうふうに対応していくか。ここら辺も含めてデメリットの部分をもう少し拡大して検討してみてもよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○澤委員長 この点に何か答えが必要ですか。

○南條委員 答えは別にいいんですけども。

○教育長 私が答える立場ではないのですけれども、考え方として、今、南條委員が指摘された小中一貫9年間の序列化については、これがあつては教育は成り立たないので、これは6年間でも同じですし、3年間でも同じなわけです。そのことについては教育の本質でもっとも大切なところですから、一人ひとりを大切にする教育を徹底しなければなりません。これは一貫校であろうが分離型の学校であろうが、小学校であろうが中学校であろうが同じだろうと思います。

○澤委員長 私が思うのは、義務教育、区教育委員会に与えられたのは教育に関しては幼稚園、小中、幼稚園は義務教育ではないので、義務教育9年間の従来の制度の見直しをしなければいけない。より良い教育のためには見直しをしなければいけないんだという視点が一つあると思うんです。私の意見では、中一ギャップというのを表面的に考えれば、人間どこかで節目がなければいけないのだから、ずっと一緒にいたからいいというものではないのではないかと思います。

要するに義務教育6－3という制度が、今の子どもの発達とか環境から考えると、どういうことが問題点で9年間をこういうふうに見直したらより良くなるのだという視点からの話がきちんと前置きにならなければいけない。なぜ6－3制にしたのかという、私も不勉強だからはっきりしませんが、その辺もきちんと立ち戻ってみる必要がある。今の大学4年間だって、2年3年は中だるみとかいわれ、一貫教育というのは長ければいいというものではない。まず基本的な理念のところできちんと区としては導入の位置づけをしなければいけない。

それからもう一つ、先ほど小島委員が言われたように、私学に行く子どもたちが小学校を卒業した時点で、残念ながら半分いるという状況なので、区立の一貫教育校というのは6年終わったら自由に出て行っていくのか。それは当然保護者の考え方だから出て行くというものを引きとめるわけにはいかないのしょうけれども。そういうことも頭の中に入れて進めていかないと、6年で出る子にとっては本当に、さっき山本参事が言われているように一貫教育の良さというよりも、むしろ自分は一貫教育ではなくて、6年で出て行ってしまふのだと、何か引け目みたいなことを感じさせてはまずい面もあるのではないかと。だから、品川区と多分同一条件だと思いますけれども、港区で導入するからには今の港区の現状をきちんと把握して、私学に行く子どもたちにとっても、先ほど山本参事が言われたように、大いにプラスなのかということもあり、全校で、全中学校でやるかどうかということも、これもきちんと議論していかなければいけない。

その意味では今教育長も言われたように、9年間ということで一貫教育ということは非常にいい面もあるんですけども、今日改めて報告していただいて一番感じたのは、6－3制の原点が何で、それに対してそれは今見直さなければいけないという、そういう視点からいくと、中一ギャップだけではすごく心もとないという気がちょっとして、疑問を投げかけたのです。

いずれにしても、区が与えられた9年間の義務教育の期間で、本当に子どもたちにとって、教育に効率ということは私はあまりないと思うので、何て表現したらいいのか、本当に港区ならではのいい教育をしたい、その一つのあらわれが一貫教育校を取り入れることを具体的に検討することなんだろうと思うので、学校選択制を導入したのと同じように、従来から6－3だからいつまでも6－3でいいというのは、もう確かに大きな課題だと思うのです。

○小島委員 委員長がおっしゃったことと関連して、中一ギャップの問題だけではなくて、小中一貫教育の有用性というのは、教科担任制とか、生きる力を伸ばす科をつくるとか、そういう点でやはり保護者の方のニーズにも叶い、支持されると思います。

ただ、学校選択制を採用した理念と全く同じで、区民、保護者の皆様に多様な制度を用意して、皆様方にまさしくこれも選択してもらう問題だと思うのです。だから、小中一貫校に魅力を感じて、有用性を感じてそこで学ばせたいという保護者、区民の方もいるだろうし、従来型でいいんだよという保護者の方もいるんだろうと思うんです。そうした場合に、教育委員会としては、多様なニーズに応じた制度をつくって、それを提供し区民に選択してもらうということで私はいいと思うんです。小中一貫校のよさというのは明らかにあるわけだから、早くそういう制度を進めて、まずこれを提供して、区民の皆さんに判断してもらう。他自治体の先進例を見ると、有用性が明らかになってきているので、当教育委員会としても早くそういうものを設置するという方向で検討するということが望ましいと思います。

○澤委員長 先ほど山本参事が言われていましたけれども、品川区の日野学園は、一貫校スタート当時は小規模校で、19年度は6年生の卒業生が28名、それから9年生、中3が99名だった。それが今や138名、中学で145名の希望があった。中学校ではさらに30名が希望しているというので、これは大変なことだなという、それだけ魅力のある小中一貫校が品川区にはできているのかという印象です。そういう意味では小島委員が言われているように、いい流れを、いい内容をつくれば区民の皆さんからのニーズは大きいと思うので、本区としてもこの調査報告を参考にして具体的に進めていきたい。

ほかに何かございますか。

○半田委員 重複してしまうかもしれないのですが、7歳から入学しまして卒業が15歳ということで、この9年間というのはすごく本当に人生の中でとても大きな時間だと思うんです。これを切ってしまうのではなくて、せっきく9年間という時間を有意義に、縦のつながりを大事にしまして、例えば文化教養とか、さっきおっしゃっていた道徳であるとか、あとスポーツであるとか、中学受験のためにサッカーをやめなければいけないとか、ピアノをあきらめなければいけないとかいうことではなくて、何かを培って、9年間という時間をその子ども一人ひとりが才能を伸ばす可能性を無限にするということで、そういうことの魅力ある学校があれば親御さんたちはぜひ入れたいと思うと思いますし、私学に行くよりはこういうところで15歳という段階を迎えて、それから高校、大学と行くのは大変魅力的なことと考えると思いますので、その辺の内容をいい形で検討していけたらいいと願っているのですが、いかがでしょうか。

○指導室長 中一ギャップというのは現象そのもので、実は中一ギャップのもととなる先ほどから議論になっています基礎学力の、要するに勉強がわからないという子どもに対してきちんとフォローするということと、生徒同士の人間関係によって学校に行きたくないという、これが実態です。で、ギャップの現象そのもの、背景にあるものをきちんとやっていこうという考えです。ですから、保護者がそこに期待するということとあわせて、今委員がおっしゃったように子どもの個性として文化芸術であったり、あるいは部活であったり、小中一貫をすることによって中学生が小学生に教

えるとか、あるいは教科の専門性のある教員が小学校に行って教えることが可能であったり、一緒にやることによって効率いい文化芸術の活動ができる、体験活動ができるといったことはやはり考えていきたいなと思っています。

○小島委員 開設のための諸課題というのが、先ほど最後にありましたね。こういうカリキュラムの立案というのは結局どこで立案するのですか。

○澤委員長 指導室長どういうふうに考えられておりますか。山本参事からいきますか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 教育カリキュラムにつきましては、22年4月あたりを一つのターニングポイントと考えておりますので、現在、港陽小中等を初めに関係の教員が集まって、4-3-2制あるいはいろいろなパターンに応じたカリキュラムのモデル例を作成していただく作業に取りかかったばかりでございます。できれば年度内に一定の形のものを何パターンかつくって、教育委員会に報告した後に、それをお知らせしていくという考えでおります。

○小島委員 ペーパーを見ると、学識経験者等を含めた検討会組織を設置するという。

○澤委員長 「するか」なんですね。または、指導主事の指導のもとに各学校にゆだねるとあります。

○小島委員 各学校にゆだねるというのも何か頼りない話ではないですか。つまり、教育委員会全体が学識経験者等の意見を踏まえてカリキュラムを検討した方がいいのではないですか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 ご指摘のとおりでございますので、その議論の素材になるようなものをまとめていきたいと思っています。

○小島委員 この文章はそういう意味ですか。わかりました。

○澤委員長 指導室長、これはここに書いてあるように、現場の先生だけではなくて当然指導室もかかわってやるということですね。

○指導室長 今年度は港陽小中学校で、具体的な実践を通して英語の方はそれぞれ別の推進委員会等で大よそのものができますので、通常のほかの教科については港陽小中学校の先生方の実践を通して、大よその提案できるものをつくっておくと同時に、来年度早々4月に入って9月を目途に22年度からきちんと実施できるように、やはり学問的なレベルで学識経験者の助言をいただかないと、私どももちろん教育委員会指導室に入りますけれども、もう少し専門的な立場の方を入れてそれぞれの教科でご指導いただいた上で、ある程度のものをつくってすっきりとできるような形にはしたいと取り組むところでございます。

○小島委員 将来的に1校だけではなく複数校で小中一貫を行おうという考えと思いますが、その場合、各学校で4-3-2、5-2-2の採用をするのですか、それとも区一律でやるのですか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 基本的には義務教育ですから、なるべく同じ教育内容を提供するという意味においては、各学校ばらばらではなくて、教育委員会の方で一定の形を決めていただけたらと思っております。

○小島委員 カリキュラムの次に人的・組織的体制に関連する課題ということで、区独自教職員の採用ということなのですが、いわゆる従前の区費講師ではなくて、東京都の採用している教員と同等の教員を区独自で採用するという意味ですか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 基本的にはおっしゃるとおりの意味でございますけれども、これは教育カリキュラムと密接に連携しておりまして、小中一貫校の導入すぐさま区費教員の採用というわけではありません。この教育カリキュラム、港区独自、港区ならではの教育カリキュラムを実現するために東京都が配置する教師校、少し足りない、不足する、そういう部分については区として独自にしなければならない。構造改革特区でも3点メリットがあります。1点は独自のカリキュラム、二つ目は都費、県費によらないその自治体独自の職員の採用、3点目は中学校で配布すべき教科書を小学校でも配布ができるというこの三つのメリットがありますので、これらを十分に活用していく際には、カリキュラムと連携して必要であれば区独自の職員、その場合については常勤の教職員になるのか講師になるのか、これはまだそこまでは議論には至っておりません。

○小島委員 できれば、今までの区費講師というのではなくて、都で採用している教員となるべく同等の待遇でやらないと一貫校をつくったはいいいけれども、待遇の異なる先生が混在しているとやりにくい気がするので、何とか頑張ってもらいたいと思います。これは要望ということです。

○澤委員長 それではよろしいでしょうか。また、具体的な検討は今後教育委員会でしたいと思います。

3 港区幼児教育振興アクションプログラムについて

○澤委員長 3番目でございます。港区幼児教育振興アクションプログラム（修正素案）ということで、これも同じく山本参事、よろしくお願いします。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 それでは、お手元の配布資料3番をご覧くださいと思います。港区幼児教育振興アクションプログラム（修正素案）という形で本日ご提出させていただきました。これは平成18年10月に文部科学省は中央教育審議会の答申を受けまして、今後の幼児教育のあり方を踏まえた幼児教育振興アクションプログラムを策定いたしました。これは平成18年10月4日に文部科学大臣の決定ということで、国レベルでまず幼児教育振興アクションプログラムがつくられました。同様のプログラムを各区市町村においてもつくるように依頼がございました。まずこれが1点背景としてございます。

これとは別に港区では区立幼稚園における3年保育の実現等を含めまして、私立幼稚園側と様々な幼児教育につきましての課題を検討してきた経過がございました。この二つの動きを昨年度から私立幼稚園連合会側と協議して、包括的に港区が抱えている幼児教育に関する課題を検討・議論しようということでまとめたのが、本日のアクションプログラムという形になっております。

お手元の資料というのは、15ページの次に資料編がありまして、資料編をおめくりいただくと検討委員の名簿というのがございます。教育次長が委員長で、副委員長には安藤記念幼稚園の佐野園長、これらに学経の委員を2人、そして委員としては私立幼稚園、区立幼稚園の代表、そして教育委員会という形で、2ページ目には4月1日から人事異動がございましたので、入れかわりを含めて委員の名簿がございます。3ページ目は検討経過というのがございますけれども、昨年12月17日に第1回を開きまして、10月27日に第8回を開きました。合計8回の議論の中で、また、個別にもやっておりますけれども、中身をまとめたものでございます。

中身は15ページということで概要版はございません。本編で説明させていただきたいと思えます。

本編の1ページ目、策定の目的と基本的な考え方を記載してございます。1の目的では就学前の人口が増加傾向にある中で、公私立幼稚園が相互に協力して幼稚園の教育全般に関する事項を、総合的な観点から検討し行動計画として示すこととしております。

その場合の考え方ということで、2の方で公私立幼稚園が対等な立場で協力し、責任を果たしていくための基本的な考え方ということで3点記載しております。これは幼児教育環境の充実、公私立幼稚園保護者への支援、公私立幼稚園教育の充実という三つの観点から議論をしてきたものでございます。

2ページ目は、この幼児教育振興アクションプログラムの位置づけということで、本プログラムにつきましては、平成21年4月1日、次年度からの3年間という形で位置づけております。そして実施状況を踏まえた上で3年ごとに見直しを行って更新をしていくということで位置づけております。

4番目は港区幼児教育振興アクションプログラムの具体的な中身ということで、1点目は教育環境の充実ということで、①では特別支援教育の環境づくりということで、区立幼稚園に1学期に2～3回程度派遣している特別支援教育アドバイザーを私立幼稚園側にも派遣していく。そして支援や相談に乗ることとしております。右側の方に具体的な今後の取り組みという形でボックス事業にしております。21年度から派遣計画を策定し、21年度途中から一部につきましてはアドバイザーの派遣を実施していきたいと考えております。②の小学校との連携につきましては、私立幼稚園園児の保護者の選択を広げるという観点から、私立幼稚園と公立小学校との連携を図る機会をつくりたいと思っています。私立幼稚園から私立の小中学校へ行くケースも多くありますので、公立の小学校との連携を図ることで、公立小学校にも入学してもらえるような機会にしたいと考えています。また、幼稚園の教育職員と小学校の教育職員との情報交換の場づくりをして、特に特別支援の関係につきましては連携を密にしていきたいと考えております。

4ページは、地域との連携ということで、未就園児の3歳未満児に幼稚園行事に参加する機会をつくらせていただきたいということで掲載しております。また、地域において特にすぐれた技能や技術、知識を持っていらっしゃる方々の幼稚園の中での活用ということも挙げております。それぞれ今後の取り組みの中では二つのボックス事業ということで、地域を調査したり実施していくということで、21年度から早急に動いてまいります。

(2)の教職員の資質の向上につきましては、教職員の資質や専門性を維持または向上していく必要があるということから、①の方では研修のケアへの確保として、公私立幼稚園の合同研修の実施によるそれぞれのノウハウの交換や、あるいは理解、また区の開催している研修に私立幼稚園の教職員が参加するなど、交流の中身を挙げてございます。

5ページは現在区で実施しております幼稚園の園内研修の一部でございます。

6ページには今後の取り組みの中では、単なる参加だけではなくて、研修の段階から公私立幼稚園の教員が相互に参加することなどを検討していくということで、一步踏み込んだ内容でこういっ

たことも通じて相互の交流、理解を進めていきたいと考えています。

6 ページの②でございます。カウンセラーの派遣につきましては、区立幼稚園に今月 2 回程度派遣しております臨床心理士とスクールカウンセラーを私立幼稚園の方にも派遣して、幼児教育の相談を受けるということで、公私立相互に共同して幼児教育の環境の充実に取り組んでいきたいと考えております。

7 ページにつきましては、③でございます。経営改善の支援、これまでは私立幼稚園の運営経費として若干の補助をしておりますけれども、こういったものを含めて支援の検討をして行くという形でまとめております。

(3) は港区が目指す幼稚園における「子育ての支援」ということで、①が 3 年保育の充実を挙げております。保護者アンケートでは 3 年保育への移行が高いにもかかわらず、私立幼稚園では現状の定員以上に受け入れることができません。公私立幼稚園全体で 3 年保育を実施していくことという基本的なスタンスを確認いたしております。

8 ページでは今後の 3 年保育への取り組みということで、まずボックスの中、平成 21 年度につきましては白金台幼稚園で 3 年保育を開始してまいります。また、平成 23 年度には港南幼稚園の新校舎が落成しますので、23 年度から港南幼稚園でも 3 年保育を実施してまいります。これ以外に協議検討という形で毎年載せておりますけれども、芝浦幼稚園も新しく園舎がこの 3 年間の間で開設する予定がございますので、こうしたところも含めて協議・検討していくことで、3 年保育につきましては、公私立全体で実施をしていこうという形の取り組みの中身でございます。

預かり保育につきましては、現在、区立幼稚園は 2 園が実施している現状でございます。私立では実施しているところも多いですが、やっていない園もありますので、9 ページの方の今後の取り組みで示したように、拡大に当たりましては体制の整備を含め、お互いに協議・検討していこうというスタンスを明確にしている中身でございます。

③子どもの育ちを支援する機能の充実につきましては、幼稚園は地域の幼児教育センターとしての在園児以外の家庭も含めた子育てに対して支援していくこととしております。今後の取り組みの中では、地域の子どもの育成に関する情報の発信、それから中学生等と幼児の交流などを計画している内容でございます。

10 ページは保護者へのその他の支援ということでございます。まず、①は保健所や子ども課、あるいは子ども家庭支援センター、教育委員会の教育センターなどが実施しておりますさまざまな健康や育児に関する情報提供等の事業を、年齢別、体系別に整理して公私立幼稚園の保護者に提供することとしております。

11 ページでは私立幼稚園保護者負担金の軽減ということで、公私立幼稚園の負担金の格差の 2 分の 1 以上の形で示しております。

12 ページは安心安全対策の推進ということで、21 年度からとしておりますけれども、関係部署と調整を前提とした中身でございます。特に安心安全対策の推進につきましては、老朽化している園舎の耐震補強工事の支援について、東京都が現在改修工事等の支援の一部を補助しておりますので、こういった内容を周知とあわせて、区としても内容を検討していく中身となっています。ま

た、②の防犯対策、特に不審者情報につきましては、現在、教育委員会から区立の幼稚園と小学校にはいろいろな情報が入りますと、メールで配信をしておりますけれども、この対象ということで私立の幼稚園も含めていくということで内容を拡大しております。

14ページでは、以上申し上げましたような内容の協議や検討を継続していくために、定期的かつ継続的な検討の場を設けるということで、平成21年度から要綱設置協議会を開催していくことになっています。

最後、「おわりに・・・」というところで二つの内容を記載してございます。

幼児人口の増減というのは現在増加傾向にございますけれども、今後10年間でも現在よりも大体700人程度多い5,000人を維持していくものと想定してございます。しかし、そこから先も含めた長期的な視野でとらえた場合、減少ということも考えられますので、一義的には幼児人口がふえた場合の定員の増とか、あるいはクラスの増等につきましては、公立幼稚園が第一義的に対応していきますという点を示しております。

また、2点目としましては、公私立幼稚園の間でいろいろな課題を議論しております審議会等が複数ございますので、これらにつきましては今般この幼児教育振興アクションプログラムに基づいて設置をされる協議会に一元的な統一をしていきますということを記載しております。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

○澤委員長 幼児教育振興アクションプログラムでございますけれども、何かございますでしょうか。

従来、区と私立との間というのは定員の問題にしても、区の3年保育の実施にしても、若干利害が反するような面もあって、一種の対立的な構図みたいなものも見受けられたのですが、こうやって公私が一緒になって今後の区の幼児教育について検討するということは、今までの中では画期的なことかと思っております。

内容につきまして、何かご意見ございますか。

○小島委員 委員長のおっしゃったように、従前、公私立でどちらかというといふ利害が対立して、ぎくしゃくした関係が続いていたと思うのですが、私立幼稚園に行っているお子さんも港区民のお子さんなので、教育基本法等が改正されて、小学校就学前の幼児教育が非常に大事だと言われ、その必要性が強く叫ばれているこの時期に、教育委員会が私立幼稚園に対して、公私同等の内容になるように今後とも検討して、支援していくというこの基本方針は非常に良いと思います。この方向で私立に通っているお子さんの幼児教育の更なるレベルアップにつながると思います。

関心としては幼児人口が少なくともこの10年間はふえていくところで、そのふえた分、第一義的には公立幼稚園が対応していくということなのですが、この辺は私立幼稚園と合意されたと理解していいのですか。それともこういう方向でいくということなのですか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 基本的には、これは私立幼稚園連合会の会長とやっておりますので、実はこれは本日の教育委員会に報告した後に、これから私立幼稚園の集まり、あるいは公立幼稚園の集まりの中で、このプログラムについての説明をする必要があると思っておりますので、現状ではそういう方向という形になろうかと思います。また、この取り組みというのは二つの意味

がありまして、幼児人口がふえていくときは公立の幼稚園で定員をふやす、クラスをふやすとかで対応していきます。別の言い方をすれば、幼児人口が減ったら、これについても区の方で対応しますという形にもなりかねませんので、そういったものも含めて、これから説明していきたいと思っております。

○小島委員 区民の皆様は、自分の子どもをこういうふうに育てたいといういろいろな考えのもと、公立に行かせたい親御さんもいるし、私立のそれぞれのよってたつ建学精神というのですか、そういうところで育てたいという保護者の方もいらっしゃいます。そういう意味でも公立・私立と多様性のあるものを教育委員会としても考えて、その点から私立を支援するというのは非常にいいことだと思います。ただ、今まで私立側も非常に元気がよくて、公立に対する要望とか要求がかなり強い面もあったので、そこら辺は今後こういうアクションプログラムをやっていく上で、お互いの魅力をよくわかりあって、よい関係でやっていただきたいと思います。そういうふうに期待してよろしいですか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 ぜひ、そういうふうにしたいと思っております。特に大きな点は二つありまして、これまで条例とか検討ということで、区長あるいは教育長から諮問がなければ開けなかったという会議体が多くあったのですが、これは恒常的に年3回から4回はやっていきましょうということで、自由に議論できる場が設定できたという点が1点と、このプログラム自体は3年ごとに見直していくということなので、中には具体的なものもありますけれども、協議・検討でまだ中身が十分詰まっていない点もありますけれども、継続的に協議していく場を設けることによって、これから3年、5年、10年という長期的なスパンの中で施策が構築できるという点においては、十分スタートラインとしてはいいのかなと判断しています。

○小島委員 基本的に私立幼稚園の教育環境、教育内容がレベルアップするということは、港区の全体にとってプラスになることなので、この内容を見ますと非常に画期的でいろいろな分野で非常に事細かい配慮をしているなという感じがして、非常にいいと思います。特に地震対策、防犯対策は、子どもの安心安全につながる問題なので、教育委員会として支援できるものは支援して行きたいと思います。

○澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

○小島委員 本当に非常にいいことで積極的に進めていただきたいと思うのですが、ただ、この内容全てを実施するとなると予算的にどうかなという気もするのです。予算的な配慮は大丈夫なのでしょうか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 この中で大きな予算を伴うものにつきましては、既に財政課と協議しているところでございますが、100%大丈夫ではないかもしれませんが、21年度に予定しているものが仮に22年度にずれ込むこともあるかもしれませんが、ただ、これはあくまでもこれからのやるべきことを年次的に示したもののなので、これはできない場合もありますけれども、場合によっては前倒しということもありますので、そういう意味で3年単位で検証とするものです。

○教育長 今の話ですけれども、そういう予算が大きく伴うものも現在でもやっているわけですか

ら、その拡充ということも一つあります。ただ、特に教員の研修とか、あるいは特別支援コーディネーターの派遣とか、これはもう現状港区の公立の幼稚園の先生たちの研修として実施しているものですから、その中に組み込んでいく。つまり、紹介をしてそこに来ていただく、こういう機会を提供するということですので、予算をふやすということはない。また、5ページの下の方に書いてある、港区独自でやっております夏期の教員研修大学講座、これについては明治学院、昭和女子大、慶應、聖徳、東北福祉大、それぞれあるわけですがけれども、これらについても既に港区の幼稚園、小学校、中学校の先生方の夏期講座として設定してありますので、そこに来ていただく。こういう形になりますので、それほど予算がふえるというようなものではありません。ですから、公立も私立も一緒に先生たちが勉強して、港区内における幼児教育の充実をしっかりと、こういう形になっています。

○澤委員長 ほかにありますか。

○小島委員 私学には私学のよってたつ建学精神とか教育方針があり、これは最大限尊重されなければならないのですが、とにかくお金を出すといろいろ口を出したくなるということもあるので、あくまでも安心安全とか、教員の資質・レベルの向上とかそういう面のバックアップが主で、ほかにはあまり口を出さない方がいいのではと思います。

○澤委員長 ほかに何かございますか。

今回のこのアクションプログラムは川畑次長が委員長で、それぞれ委員の方がご苦労してまとめていただいたわけですがけれども、平成21年度から発足する協議会というのがあります。さっき小島委員のように、私立と定期的に情報交換あるいは意見交換をしてやっていこうという、重要な協議会だと私自身思うのですけれども、このメンバーはまだこれからということですか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 メンバーにつきましては、また新たに決められることになっています。

○澤委員長 では、よろしゅうございますか。それではいろいろありがとうございました。

4 学校給食調理業務の委託について

○澤委員長 それでは、報告事項の4番目でございます。学校給食調理業務の委託につきまして、学務課長、よろしくお願いします。

○学務課長 資料ナンバー4をご覧くださいと思います。学校給食調理業務の委託についてでございます。これまで港区では学校給食の委託を順次進めてまいりました。平成16年度から学校調理の業務委託を開始しまして、現在、中学校におきましては港陽中学校を除き9校、小学校は今年度から導入開始しまして港南小学校と本村小学校の2校となっております。

今回は次年度、21年度から委託をする学校についてご報告を差し上げたいと思っております。一番下になりますが、来年度の委託予定校としましては麻布小学校と青山小学校の2校を考えております。委託の業務範囲でございますけれども、裏側に簡単に載せております。丸印の部分のみの委託でございます。献立の作成は学校の栄養士が行います。食材料の発注は学校の栄養士、学校が食材料を発注いたします。その栄養士の立てた献立と学校が買った材料で食材料を検収、検査する

業務、調理する業務、調理し終わった後の検査、これは学校の栄養士が行いますし、検食、これは学校長が行うことになっております。そうした学校の検査を受けた後、子どもたちへの配食・運搬の部分を委託、それと最後の洗浄・清掃の部分の委託という形になっております。

表に戻っていただきまして、委託に当たっての留意点ということで、六つほど挙げておりますが、特に、委託する学校には栄養士を配置しております。今、東京都からの栄養士さんというのは学校数の半分という形で、現在29校ありますので15人の配置があるわけですが、港区の方ではそれに加えて非常勤という形ですが、不足する部分の栄養士を採用して学校に配置しております。その栄養士を配置しております。また、学校給食の業者の選定に当たっては、入札という形になっておりますが、金額だけの入札ではなく、業者の給食に対する考え方ですとか、調理技術とかそういったものを確認してからの業者選定という形で、プロポーザル方式で実施するようにしております。次年度以降についても同様な形で委託を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○澤委員長 学校給食調理の業務委託につきましては、年度ごとに進んでおりますけれども、平成21年度は麻布小学校と青山小学校で実施ということで、中学校は港陽中学校を除いて全て委託という形になっておりますけれども、何かご意見ございますでしょうか。

○小島委員 学校給食の委託を始めるに当たっては、いろいろ心配な点があり、委託をすべきでないという意見も一部にありましたが、経過を見ると委託をしたからといって特に問題が起きたというようなこともないし、今後とも順次委託を進めていっていただきたいと思っております。

今、港区には委託業者は何業者ぐらい入っておりますか。

○学務課長 今、4者入っております。

○小島委員 皆さん、いろいろなところでそういう給食業務をやっているのですか。

○学務課長 委託を受けるに当たりまして、業者が手を挙げてくるのですけれども、必ず23区内での給食業務の経験があることということを条件につけておりますので、学校給食については23区内のどこかでやっている業者、その中から選定しております。

○小島委員 委託をするとき一番重視する点はどんなところなのでしょう。

○学務課長 やはり、社員体制といいますか、要するに正社員が何人でパートが何人かという体制の部分と衛生管理。衛生管理も調理場の社員に任せっ切りではなくて、本社がいかに調理場へ来て指導していくかという会社側の体制、それと会社側が社員を教育する調理技術も含めて、衛生管理の考え方に基つきましても、どのように教育しているのかという部分の教育体制等を見て、そういったところを重要視しております。

○小島委員 未実施の学校の今後の委託の進捗状況は、どのような感じで進むのですか。

○学務課長 現在、区では調理職を採用はしておりませんので、調理職の退職の状況ですとか、現在調理職が異職種従事ということで希望して、事務や用務などについていくという制度が始まっておりますので、そういった制度の中で欠員状況を人事課の方が勘案しますので、その数字に基づいて進めていくということになります。毎年2校なり3校のペースで進んでいくかと考えております。

○澤委員長 ほかに何か。今、小島委員から特に大きな問題はないというようなことを言われまし

たけれども、安部課長、特に大きな問題はなかったでしょうか。

○学務課長 大きな問題はありません。

○澤委員長 ほかに何かございますか。小島委員が言われているように、そういう視点では順調に進んでいると思います。

それでは、よろしゅうございますか。

5 生涯学習推進課の10月事業実績と11月事業予定について

6 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○澤委員長 それでは、続きまして報告事項の5番目でございます。生涯学習推進課の10月事業実績と11月事業予定につきまして、この件につきましては、資料の配布をもって報告とさせていただきますけれども、佐藤課長、特には。

○生涯学習推進課長 特にはございません。

○澤委員長 よろしゅうございますか。

○生涯学習推進課長 1点だけ、スポーツ関係、施設の利用につきまして、実績で今年の10月に比べて増加傾向にございます。

○澤委員長 そうですか。昨年、1年前と比べて。

○生涯学習推進課長 つけ加えさせていただきます。

○澤委員長 資料ナンバー6にですかね。

そういう意味では、皆さんが多いに活用していただいているということで、区としてはうれしいことです。

何か特にご質問等ございますか。

○教育長 佐藤課長、新しく始まった放課GO→がありますよね。神応と三光が。その様子は委員長に報告がいるかと。

○生涯学習推進課長 資料ナンバー6をご覧くださいと思います。こちらの裏面になります。さんこう、しんのうが10月1日からスタートしました。登録数が9月末現在でさんこうが66名の登録、しんのうが60名の登録がございました。利用の実績については10月分が入っております。開設日数としては26日ございました。延べでございますけれども526人、平均しまして月曜日から金曜日につきましては23人程度利用児童がいます。それからしんのうにつきましては、21日間開設で延べ595人、平均28人の月～金の利用がございました。

以上でございます。

○教育長 順調にやっているということでいいですか。

○生涯学習推進課長 はい。

○澤委員長 そういった実施状況で、平日平均は25前後ですから、結構、子どもたちが参加しますね。

○小島委員 放課GO→しんのうで60名と書いてあるのですが、神応の児童数は100名弱なんですけれども、ほぼ神応の生徒さんですか。

○生涯学習推進課長 ほぼその学籍を持つ児童となっております。

○小島委員 そうするとかなりの参加率ですね。

○澤委員長 それでは、よろしゅうございますか。

事業別の報告をやらせていただいたということですね。

7 図書館・郷土資料館の10月行事実績と11月行事予定について

○澤委員長 それでは、図書館・郷土資料館の10月行事実績と11月行事予定につきまして、資料7ですけれども、この点につきましても資料の配布をもってご報告とさせていただきますけれども、何か特にありますか。

○図書・文化財課長 特にご説明する点はございません。ただ、やはりあいかわらず資料の予約と登録者数はずっと10%から8%程度増加傾向にあります。これも港区の人口増加ということで影響しているのかなというところがあります。また、文化財の方の特別展がまだ今月いっぱい11月30日までやっておりますので、ぜひ、機会があればよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○南條委員 先日、寄らせていただいたんです。ただ、暗いかなと思うんです、照明の方が。それと、電光掲示板が故障していました。それとルート表示の電気がつかなかったということで、そこら辺が不備かなと。私の目が悪いせいかわかりませんが、ちょっと暗いなど。

以上です。

○澤委員長 11月の展示展、「悠久の旅人Ⅲ 過去から、そして未来へ」ということで、港区郷土資料館で開催しておりますので、もしお時間があれば、傍聴の方々もぜひともおいでいただければと思います。

なお、個人的な話ですけれども、赤坂図書館なんかも結構利用者が多くて、なかなか席がないという状況です、平日でも。平日の方が多いのかな。区の施設をそうやって利用されているのはうれしいのですが、もう少し席があってもよかったなという感じです。

よろしゅうございますか。

8 11月指導室事業予定について

○澤委員長 それでは、次ですけれども、11月指導室事業予定につきましても、資料の配布をもってご報告とさせていただきますけれども、指導室長、特に何かありますか。

○指導室長 特にありませんが、委員の先生方の机の上に小中学校の音楽鑑賞教室のご案内を置かせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

○澤委員長 よろしゅうございますか。

○小島委員 14日の御成門中学校で特別支援教育を推進する上での学校のあり方というのがあるのですが、これはまだこれからなのですが、大よそどのようなお話になるのかはわかりますか。

○指導室長 基本的には通常の学級に在籍する子どもの特別支援教室ということで、特に専属的に講師ということではなくて、個別の指導計画をつくったり、学校独自の特別支援教育のパイロット

校ということで研究をしていただいております。具体的な内容につきまして、私の方もまだ細かいことを把握しておりませんので、後ほどご説明したいと思います。

○小島委員 学校長が年間スケジュールみたいな、特別支援教育のスケジュールをつくるのですか。

○指導室長 教育課程ですので、当然学校長がそのカリキュラムの作成、個別の指導計画を校長だけではありませんけれども、一人ひとりに応じた形での内容、方法等を考えています。

○小島委員 通常学級にいらっしゃる人の特別支援ですね。それはその支援教育の責任者というのはだれになるのですか。

○指導室長 もちろん学校長でございます。

○澤委員長 よろしゅうございますか。ほかにございますか。

「閉会」

○澤委員長 それでは、予定された報告事項は以上でございますけれども、ほかに何かございますか。

○生涯学習推進課長 港区立高陵中学校PTAが、平成20年度優良PTA文部科学大臣表彰団体となった旨、都の公立中学校PTA協議会から高陵中学校PTAに連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

○小島委員 高陵中学校の平成19年度のPTA会長は半田委員でしたね。半田委員がもらうのですか。

○生涯学習推進課長 今年度は都のPTA連合会の方から国の方に、港区と足立区の二区の推薦があったとお聞きしています。

○澤委員長 理由を聞きたいのですが。

○生涯学習推進課長 保護者、生徒、教員、地域との連携、相互協力によりPTA活動が円滑であることなど、立派な活動をされているということです。

○澤委員長 いずれにしてもうれしいお話で、ありがとうございました。

ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

次回は今月25日火曜日午前10時からの予定でございます。よろしくお願いいたします。また、傍聴の方々ありがとうございました。

(午後12時00分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 高橋 良祐